# 平成30年度奈良県工賃(賃金)実績報告について

### 1. 報告対象事業所及び施設

就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所

#### <備考>

- ① 平成30年度新設事業所
  - ・ 指定月から年度末までの工賃(賃金)実績を報告してください。ただし、平成31年3月2日以降に事業を開始した事業所(事業実績が1ヵ月に満たない事業所)は報告の対象外です。
- ② 平成30年度中に休止・廃止を行った事業所
  - ・ 事業を実施していた月までの工賃(賃金)実績について報告してください。
- ③ 平成30年度に利用者がいなかった事業所
  - 実績0での報告が必要です。

### 2. 工賃(賃金)の範囲

工賃、賃金、給与、手当、賞与その他名称を問わず、事業者が利用者に支払う全てのものをいいます。なお、記載する工賃(賃金)額は、社会保険料や食事代実費等を控除する前の額となります。

#### 3. 報告様式

- (1) 就労継続支援A型事業所
  - ① 様式1、様式2(必須)
  - ② 様式3 ※県障害福祉課ホームページに日額実績の掲載も希望する場合のみ提出。

#### <備考>

- ・就労継続雇用型用・非雇用型用の2種類があります。雇用契約を締結している利用者の実績は「雇用型用」に、雇用契約を締結していない利用者の実績は「非雇用型用」に分けて記載してください。なお、雇用契約を締結していない利用者がいない場合は、「非雇用型用」シートの「雇用契約を締結していない利用者がいない」に〇をしてください。
- (2) 就労継続支援B型事業所
  - ① 様式1、様式2(必須)
  - ② 様式3 ※県障害福祉課ホームページに日額実績の掲載も希望する場合のみ提出。

## 【参考】

様式1 = 月額実績 工賃(賃金)支払総額 ÷ 各月毎の支払対象者数の年間計

様式2 = 時間額実績 工賃(賃金)支払総額 ÷ 支払対象者に係る就労総時間

様式3 = 日額実績 工賃(賃金)支払総額 ÷ 支払対象者に係る就労総日数

○ 各様式については奈良県障害福祉課ホームページからダウンロードしてください。 障害福祉課トップページ>トピックス>平成30年度奈良県工賃(賃金)実績報告について

### 4. 対象期間

平成 30 年度 (平成 30 年 4 月~平成 31 年 3 月)

### 5. 算定における留意事項

- ・報告様式への記入(人員、工賃の算定方法等)については、記入例を参照してください。 ※ 例年、様式2(時間額)の記入誤りが多いため、特に注意してください。
- ・ <u>月の途中から利用を開始した者、月の途中で利用を終了した者における当該月の工賃(賃金</u> <u>は、工賃(賃金)実績から除外してください</u>。なお、新規利用者や「体調等の理由により、 月に数回しか通所できない利用者」を実績から除外することはできません。
- ・ 例えば、4月の就労実績により5月に工賃(賃金)を支払った場合は、4月の欄に4月の就 労実績と5月に支払った4月分の工賃(賃金)月額を記載してください。
- ・ 多機能型事業所については、それぞれの事業毎に報告書を作成してください。ただし、生活 介護等、実績報告の対象となっていない事業については計上する必要はありません。
- ・ 従たる事業所を運営している事業所は、主たる事業所と従たる事業所を一体にした形で報告 書を作成してください。
- ・作成にあたっては、「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型・B型)における留意事項について」(平成19年4月2日障障発0402001号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知(最終改正:平成30年4月10日))の「1.工賃(賃金)実績報告について」を参照してください。

### 5. 提出先

奈良県福祉医療部障害福祉課障害者雇用促進係 下記アドレスに電子メールより送信

syogai@office.pref.nara.lg.jp\_

### 6. 提出期限

令和元年 10 月 25 日 (金) (必着)